



Habitat Evaluation for G

二次的自然環境保全型ハビタット認証

G認証審査レポート

対象施設:メイプルポイントゴルフクラブ

申請者:株式会社メイプルポイントゴルフクラブ

目次

申請者・申請施設・申請区域.....	1
評価結果概要.....	2
要件 1. 建設前後の環境明示.....	4
要件 2. 現状の管理内容の確認.....	123
要件 3. 外来種等の使用抑制.....	18
要件 4-1. 生物多様性保全型の管理[除草剤不使用].....	20
要件 4-2. 生物多様性保全型の管理[農薬不使用].....	24
要件 5. 生物調査を踏まえた管理.....	26
要件 6. 普及啓発.....	27

申請者・申請施設・申請区域

申請者 株式会社メイプルポイントゴルフクラブ(山梨県上野原市鶴島 3600)

申請施設 メイプルポイントゴルフクラブ(山梨県上野原市鶴島 3600)

施設種別 ゴルフ場

申請区域・面積 全敷地(約 129ha)

開場年 1994年5月

コース構成 全長 7101ヤード 18H Par72

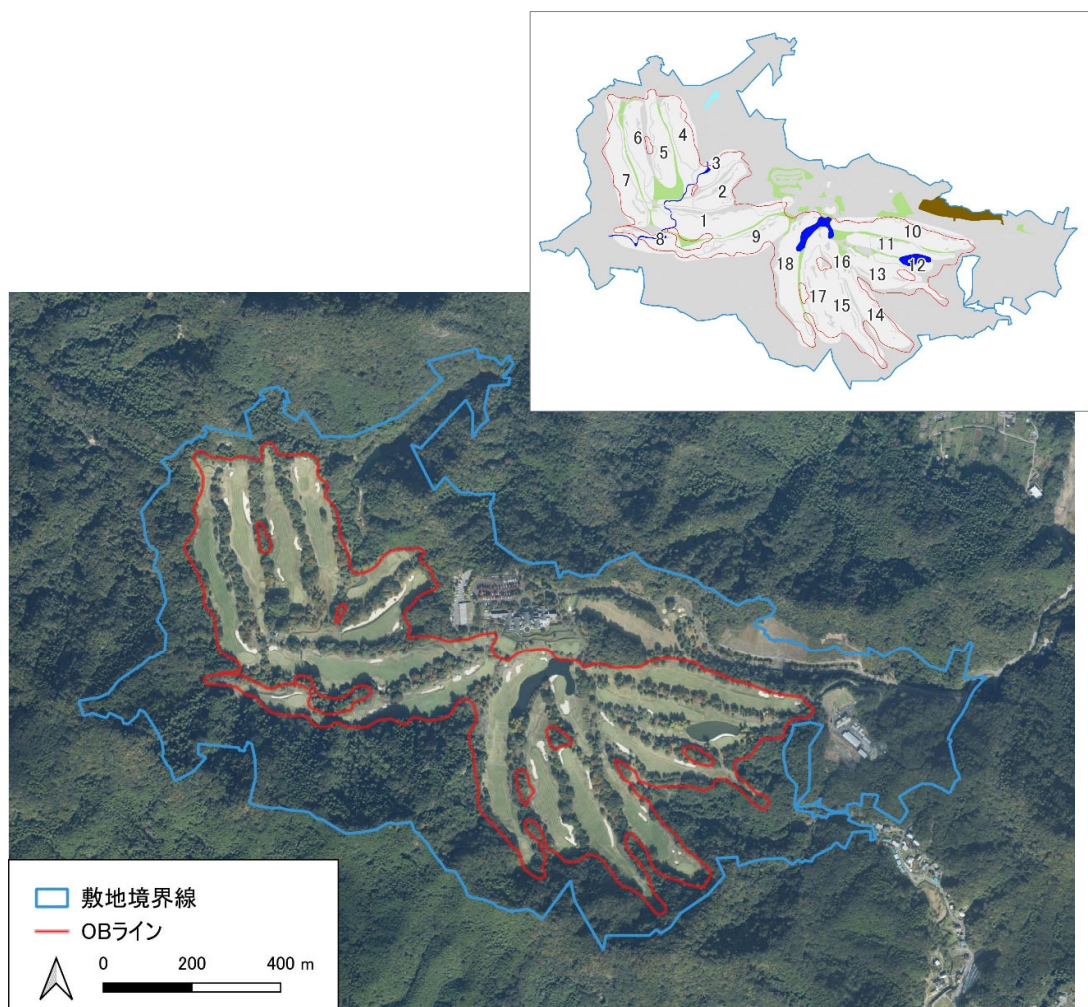


図.申請区域. 国土地理院撮影の空中写真(2022年撮影)を元に作成.

評価結果概要

必須要件である要件 1～2 については整理済みであり、要件 3、6 についても満たす見込みである。要件 4-1 と要件 4-2 は 11.0%となる予定である。要件 5 は現時点では実施を見込んでいない。以上より、最終的な評価ランクは A2 となる。

表. G 認証ガイドライン ver1.1 に基づく評価結果(●は要件を満たした項目)。

ゴルフ場における要件		A3	A2	A1	AA3	AA2	AA1	AAA
1	建設前後の環境明示		●					
2	現状の管理内容の確認		●					
3	外来種等の使用抑制		●					
4-1	生物多様性保全型の管理 [除草剤不使用]							
4-1-1	全体の 5～10%		●					
4-1-2	全体の 10～20%				○			
4-1-3	全体の 20～35%					○		
4-1-4	全体の 35～50%						○	
4-1-5	全体の 50%以上							○
4-2	生物多様性保全型の管理 [農薬不使用]							
4-2-1	全体の 5～10%		●※2	○※3				
4-2-2	全体の 10～20%				○※3			
4-2-3	全体の 20～35%					○※3		
4-2-4	全体の 35～50%						○※4	
4-2-5	全体の 50%以上							○※4
5	生物調査を踏まえた管理							
5-1	優占種等の分布状況		○※2	○※3	○※3	○※3	○※4	○※4
5-2	希少動植物等の生息状況※1		※2	※3	※3	○※3	○※4	○※4
5-3	植物群落の状況						○※4	○※4
6	普及啓発		●					

※1:1 シーズン以上の概査 ○:2 シーズン以上の概査 ※2:要件 4-2、5-1、5-2 の内、1 つを実施
 ※3:要件 4-2、5-1、5-2 の内、2 つを実施 ※4:要件 4-2、5-1、5-2、5-3 の内、3 つを実施

総評

かつて、里山林として維持管理されてきた当該地域は、1994年の施設開業に伴い、約89haの二次林が芝地へ転換、または、管理停止されました。現在は、ゴルフ場敷地全体の約25%が、芝地環境として維持されている状況にあります。

今回のG認証申請にあたっては、これまでの環境の変遷や現状の管理内容を整理した上で、約5.6haの区域(プレーエリア内の草地や二次林、一部のOBライン内側、クリーク等)を生物多様性保全型の管理区域に設定しました。当該区域において、従来の管理方法を生物多様性の観点から再評価し、二次林・二次草地的な環境を意識した管理を継続・発展させることが決定されました。これは、ゴルフ場事業として極めて先進的な取組であり、地域から急速に失われつつある「二次的自然」の保全・再生に向けた重要な第一歩として評価されるものです。

生物多様性保全型の管理区域については、まずは現状の規模から着実に実施していくこととなりますが、今後は啓発看板の設置などを通じて施設利用者の理解を深め、ラフやOBにおける同管理のさらなる拡大を目指していくことが望まれます。

加えて、これらの取組に対し、生物の生育状況等に関するモニタリング調査を実施できれば、その結果も踏まえた管理方法の見直しを通じて、当該施設の生物多様性保全効果をさらに高めることへつながるでしょう。

持続可能な経済・社会の実現が求められる中、本施設の取組は、地域の生態系ネットワークを強化するモデルケースとなり得るものであり、幅広いステークホルダーの共感を得ながら、本活動が持続的に発展していくことが期待されます。

評価認証機関 公益財団法人日本生態系協会
電話番号 03-5951-0244
認証日 2026年3月24日
有効期限 2031年3月23日
認証番号 G1-4588301-2501/00

要件 1. 建設前後の環境明示

要件

過去の空中写真や地形図、申請者から提供された資料等を元に、当該施設における過去から現在までの環境タイプの分布状況の把握を行うとともに、面積の推移を示す。

確認内容

旧版地形図、空中写真を用いて、明治(1890年代)から現在までの環境の推移を把握した。

1898年測図の旧版地図からは、当該施設の範囲の南東側は、主に草地在り、北西側は落葉樹(ナラ類など)からなる二次林が占め、ほか大部分は針葉樹(アカマツなど)が確認できた。これらは定期的に伐採・利用される里山林(二次林)であったと考えられ、現在のような遷移が進んだ樹林ではなく、若齢林や明るい草地環境が広く占めていたことが読み取れた。

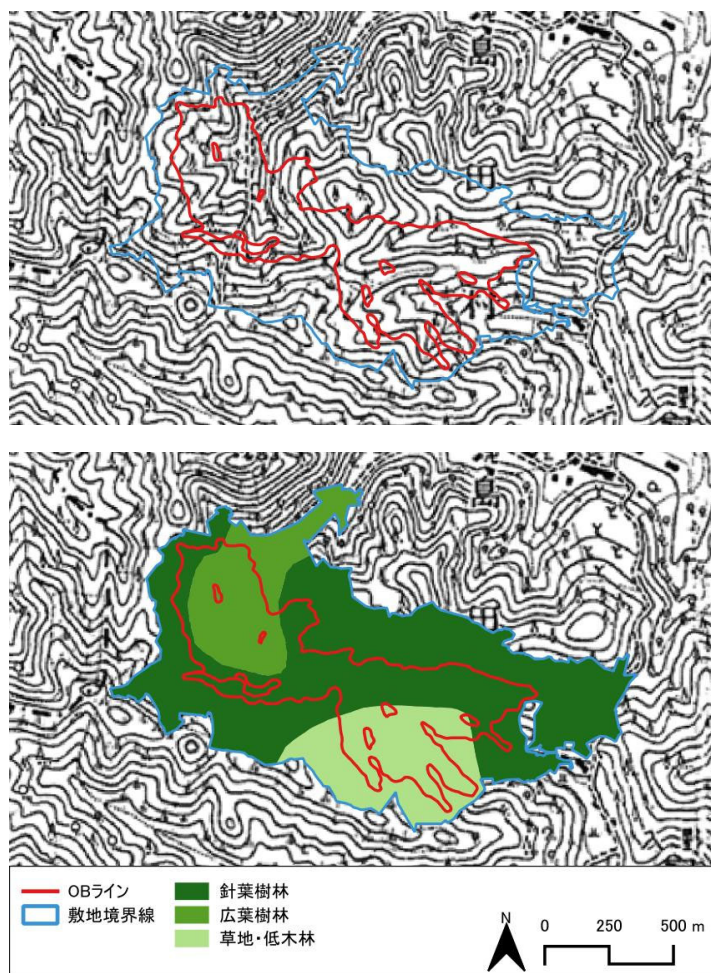


図. 明治時代における環境タイプの分布状況. 大日本帝國陸地測量部 明治 29 年 (1896 年)測図・明治 31 年(1898 年)発行 5 万分 1 地形図「上埜原」を元に作成した.

戦後 1946 年の空中写真からは、当該施設の範囲の大半が草地や落葉樹林であり、明治期に引き続き、若齢林や草地環境が広く占めていたことが読み取れた。また、部分的に農地が確認された。

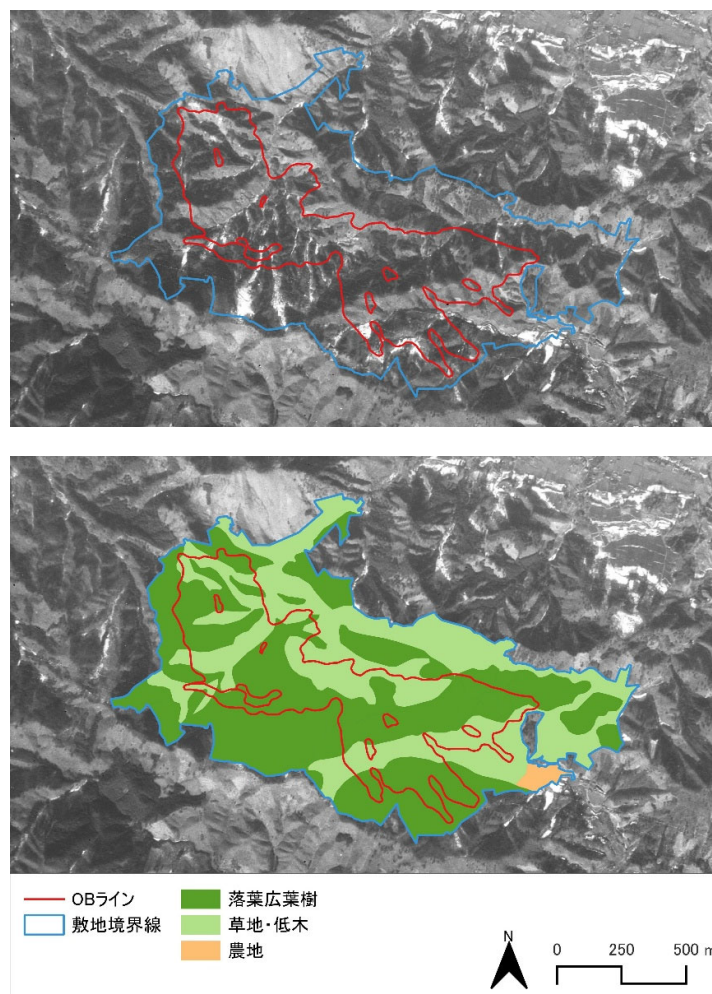


図. 戦後の環境タイプの分布状況. 米軍撮影の空中写真(1946年2月13日撮影)を元に作成した。

着工前の1974年時点では、部分的に草地あるいは草地から遷移が進んだ低木林が見られるが、大半は広葉樹林であった。そのほか、針葉樹人工林(若齢林)が部分的に確認されたことから、拡大造林政策により、二次林を伐採してスギやヒノキの植林地に転換され始めていたことがうかがえた。

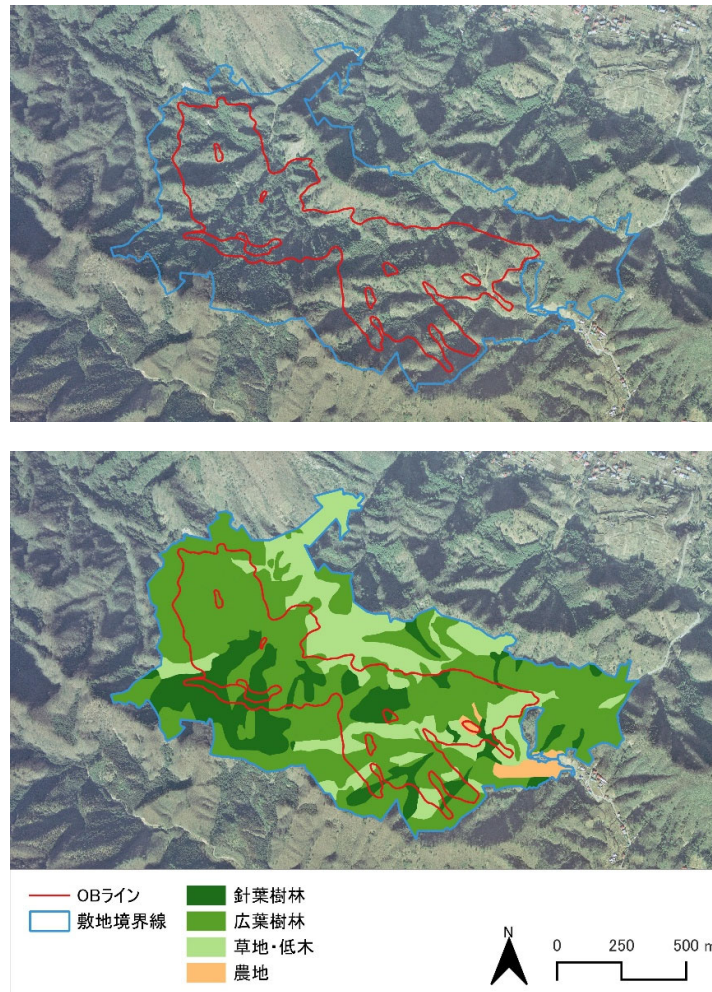


図. 当該ゴルフ場の環境タイプの分布状況. 国土地理院撮影の空中写真(1974年12月20日撮影)を元に、作成した.

前ページの状態から樹林の伐採等による整備が進み、1994 年に開場された。1993 年時点で樹林の伐採と植栽、コースの造成が完了していた。OB においては斜面の一部の伐採および植林が確認されたほかは、ほぼ管理されていない樹林が大部分を占めていた。

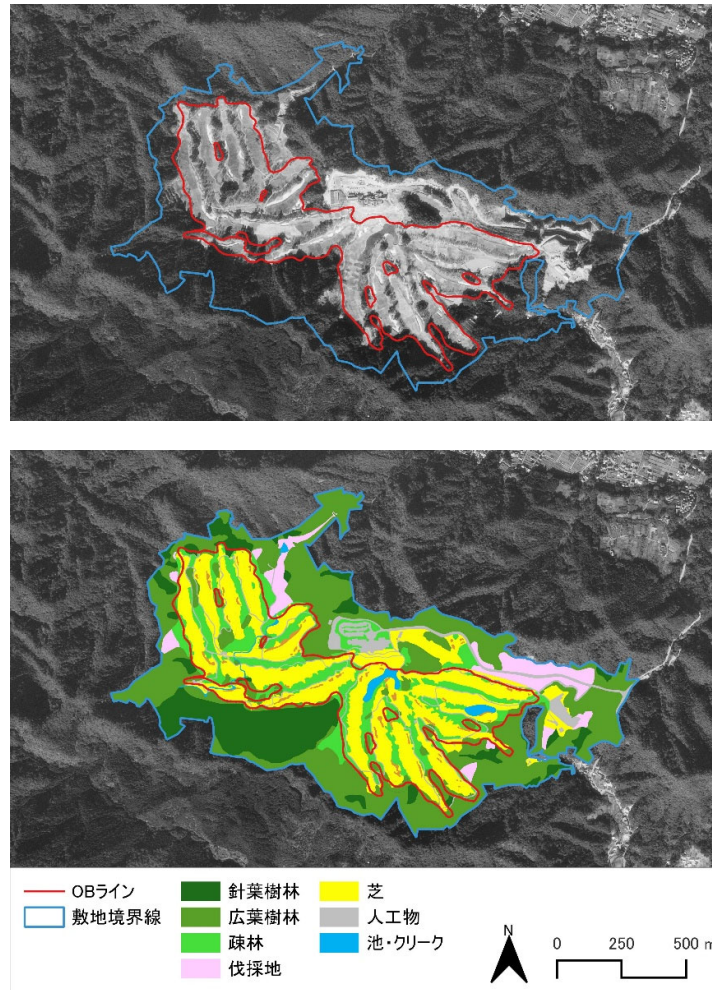


図. 当該ゴルフ場の着工前と造成工事中における環境タイプの分布状況。国土地理院撮影の空中写真(1993年10月26日撮影)を元に作成した。

前ページまでの結果より、各年代における環境タイプの面積の推移をグラフに示した。

明治後期から終戦直後までは、二次林(クヌギ・コナラ群集)と若齢林・草地がほとんどを占めていたが、針葉樹人工林(スギ・ヒノキ・サワラ植林)への転換が進み、着工前の 1974 年時点では約 2 割が針葉樹人工林で、二次林は約 6 割、遷移が進んだ草地・低木林が 2 割となった。

現在は、OB エリアに位置する管理を行っていない放棄林と、主にフェアウェイやラフに位置する高木と芝生の組み合わせから成る樹林が約 6 割を占めており、それ以外の大部分は芝生となっている。

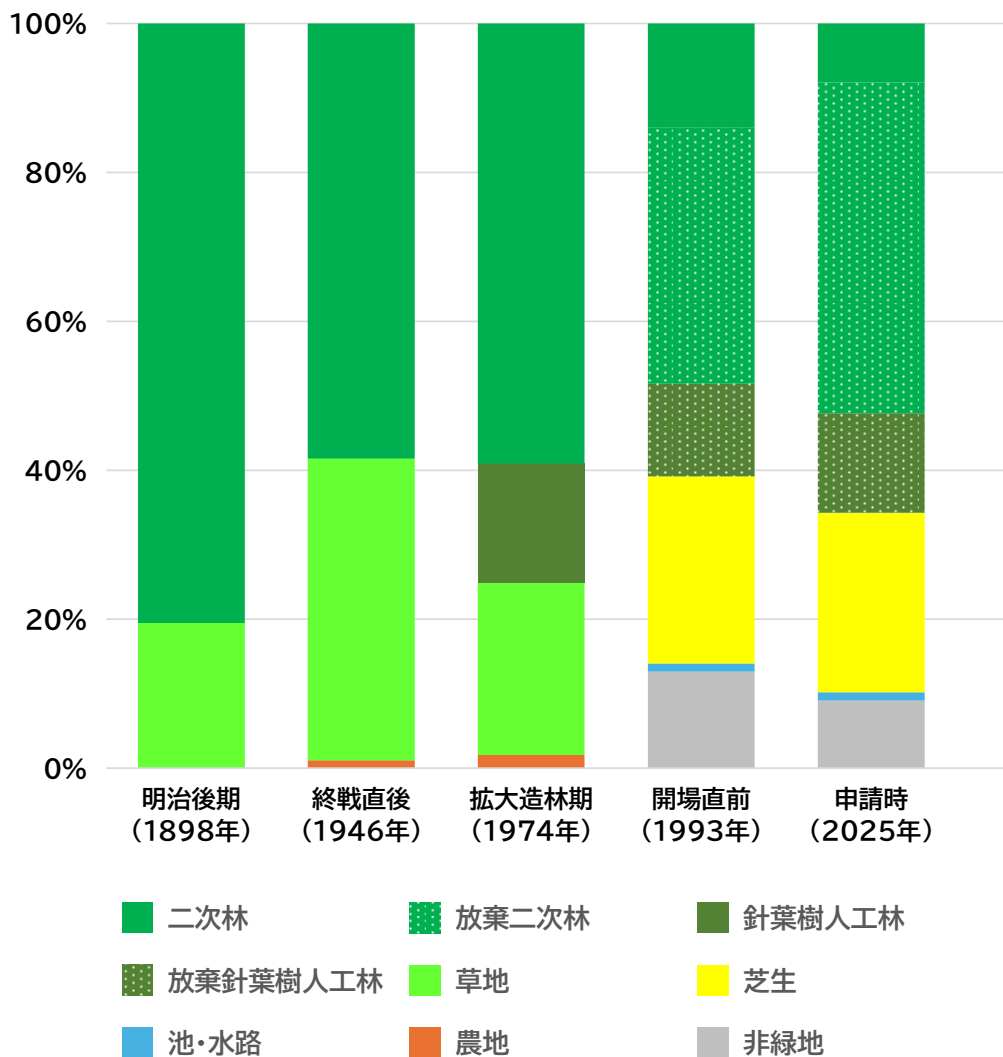


図. 明治後期から現在までの環境タイプの面積の推移。

各環境タイプにおける過去からの変遷パターンについては、下表のように整理された。

① 森林環境の維持と自然遷移(OB エリア中心)

- ・ケース 1・2(二次林への推移):明治期の二次林(ケース 1)や農地(ケース 2)が、1974年以降の管理放棄を経て、その後は「放棄二次林」の状態が継続されている。
- ・ケース 3・4(人工林の放置):明治期の二次林・草地在、1970年代の拡大造林期に針葉樹人工林へ転換され、その後の管理放棄により現在は「放棄された針葉樹人工林」となっている。

② コース造成後の再緑化と維持管理(プレーエリア)

- ・ケース 5(残置林の保全):開発時に伐採を免れた既存林であり、竣工時から現在まで「二次林」として適切な維持管理が継続されている。
- ・ケース 6・7・13・14(植栽による二次林化):造成時に一度伐採・植樹が行われたエリアである。竣工時の「植栽林」は、30年以上の維持管理を経て現在は「二次林」へと成長している。
- ・ケース 9・10(植栽後の放置):造成時に一度「植栽林」へと改変されたが、その後の管理放棄により現在は「放棄された二次林」へと至っている。

③ 土地利用の大規模な転換(プレーエリア)

- ・ケース 11・12(芝生化):二次林を中心とした森林であったが、開発により「芝(フェアウェイ等)」へ転換された区域である。開場以来、集中的な維持管理が継続されている。
- ・ケース 8(水域化):元の二次林・草地を、造成に伴い「修景池・クリーク」へと物理的に改変した区域であり、現在は常時湛水した水辺環境として維持されている。

表. 各環境タイプにおける過去からの変遷パターン.

ケース	明治後期～ 終戦直後 (1898～ 1946年)	⇒	拡大 造林期 (1974年)	⇒	開場直前 (1993年)	⇒	申請時 (2025年)	区域
1	二次林・草地	維持管理	二次林	管理放棄	放棄二次林	管理放棄	放棄二次林	OB エリア
2	農地	維持管理	農地	管理放棄	放棄二次林	管理放棄	放棄二次林	
3	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	
4	二次林・草地	維持管理	二次林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	
5	二次林・草地	維持管理	二次林	管理放棄	残置林	適切に 維持管理	二次林	プレー エリア
6	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	伐採・植樹	植栽林	適切に 維持管理	二次林	
7	二次林・草地	維持管理	二次林	伐採・植樹	植栽林	適切に 維持管理	二次林	
8	二次林・草地	維持管理	二次林	造成	修景池・ クレーク	常時湛水	修景池・ クレーク	
9	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	伐採・植樹	植栽林	管理放棄	放棄二次林	
10	二次林・草地	維持管理	二次林	伐採・植樹	植栽林	管理放棄	放棄二次林	
11	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	伐採・造成	芝	芝刈り・ 農薬使用	芝	
12	二次林・草地	維持管理	二次林	伐採・造成	芝	芝刈り・ 農薬使用	芝	
13	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	伐採・植樹	植栽林	適切に 維持管理	二次林	
14	二次林・草地	維持管理	二次林	伐採・植樹	植栽林	適切に 維持管理	二次林	

前ページで整理した、現在、樹木等が存在するケース(1, 3~8,13~14)について、その分布状況を地図上に示した。

比較的、生物多様性の再生ポテンシャルが高い可能性のあるケースは、OB においてはケース 1(二次林)がインコース側多く、プレーエリアにおいては、ケース 5(残存林に由来する二次林)がアウトコース側に多い傾向があった。

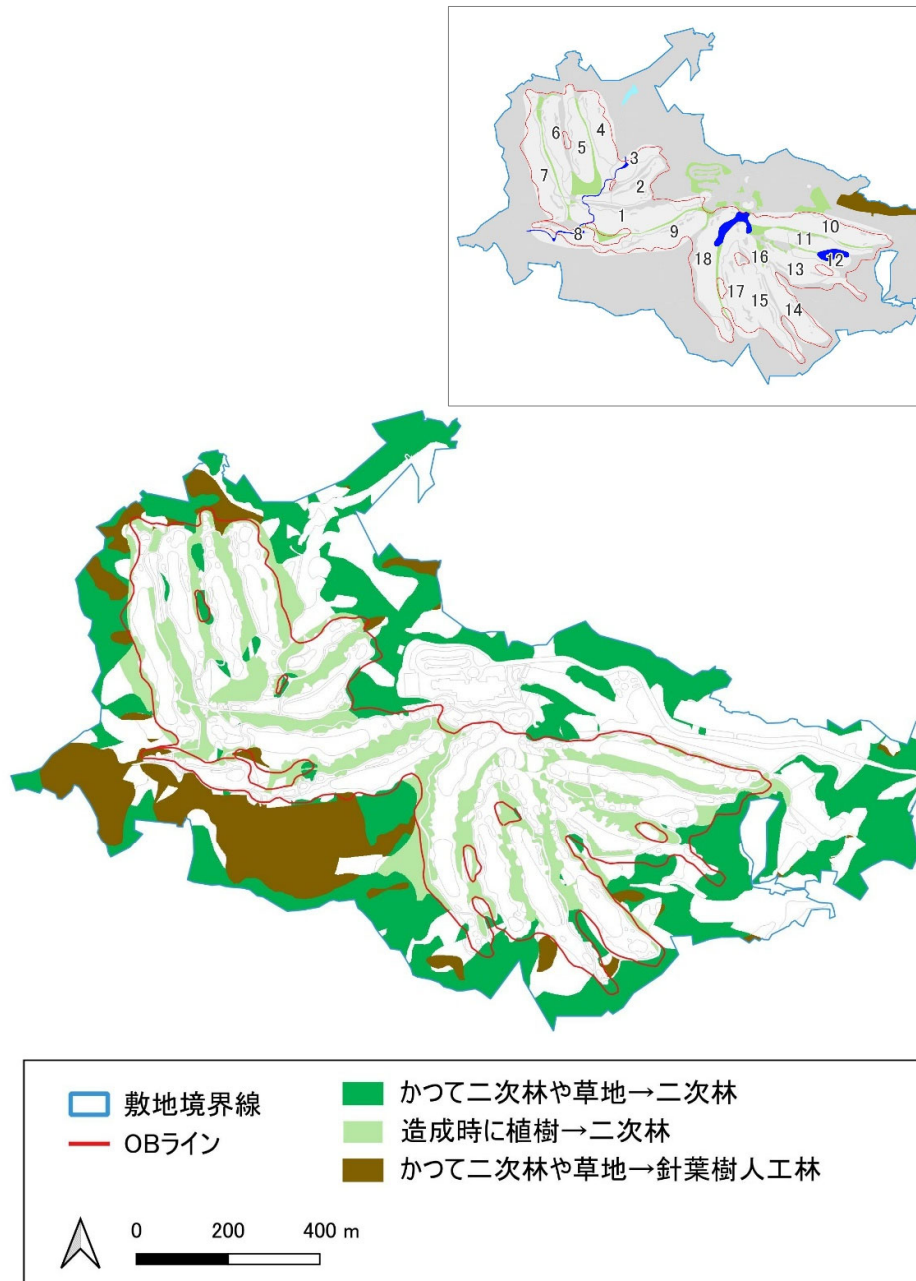


図. 各環境タイプにおける過去からの変遷パターンごとの分布。

評価

前ページまでに、当該施設における過去から現在までの環境タイプの分布状況と、面積の推移が整理された。このため、本事業は要件 1 を満たすものと認める。

要件 2. 現状の管理内容の確認

要件

管理区分ごとの配置を地図上に示すとともに、それぞれの管理内容(草刈頻度・刈高・農薬使用状況・管理時期)を整理する。

確認内容

現状の管理内容は下記の通りである。

① ティーイングエリア(ティー)

芝の種類は高麗芝と洋芝(ベント)である。4～11月に週1回芝刈を行い、刈高は12mmに設定している。除草剤は4、10月、殺虫剤は年2～3回使用する。

② フェアウェイ

芝の種類は高麗芝とノシバである。5～11月に週1回芝刈を行い、刈高は13mmに設定している。除草剤は4、10月、殺虫剤は年2～3回使用する。

③ ラフ

芝の種類はノシバである。5～10月に月3回芝刈を行い、刈高は55mmに設定している。除草剤は4、10月、殺虫剤は年2～3回使用する。

④ ジェネラルエリアの内、林

マツについては、必要に応じて樹幹注入をしている。また一部区画に園芸種のアジサイが植栽されている。

⑤ ペナルティ・エリア(池など)・バンカー

修景池については、一部にコイが放流されている。

調整池については、基本、無管理である。

8番ホールから3番ホールへ流れるクリークについては、ガマ類等の抽水植物の刈り取りを適宜実施している。

一部のバンカーの脇には、シロガネヨシ(パンパスグラス)が植栽されている。

⑥ パッティング・グリーン(グリーン)

芝の種類はベントグラス(ペンクロス)であり、耐暑性の高いベントグラス(マクドナルド)への品種変更を行っている。3～11月は毎日芝刈を行い、刈高は3～4mmに設定している。殺菌剤は4～10月、殺虫剤は月1～2回使用する。

⑦ アウト・オブ・バウンズ(OB)

樹林・草地のいずれにおいても、基本的に管理を行っていない。ただし部分的に草刈りが実施されている。

⑧ ストックヤード

秋から冬にかけて、落葉落枝が搬入される。

前ページに整理した管理区分の配置は下記図の通りである。

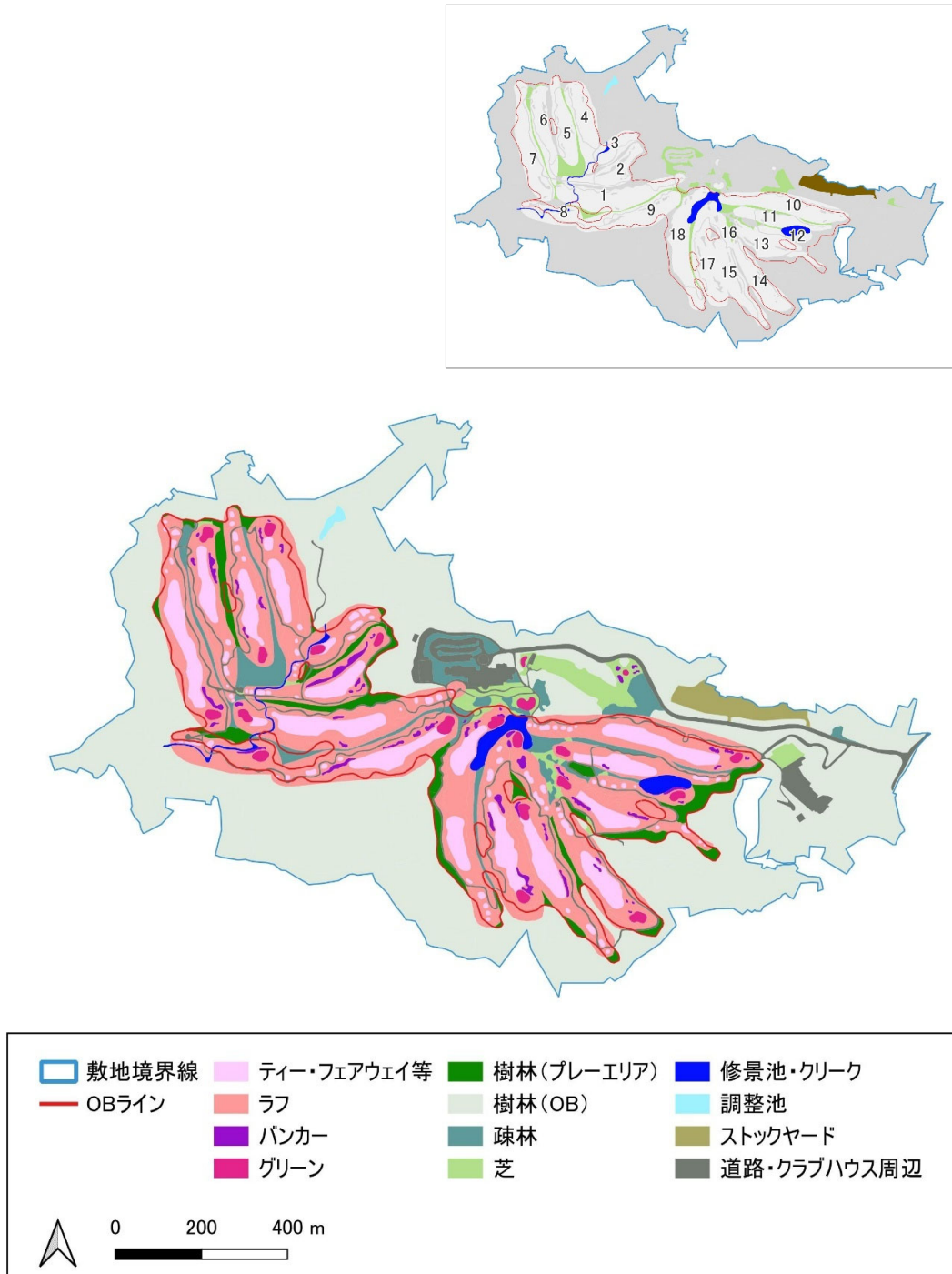


図. 管理区分の配置.

主な管理区分について、現状の写真を以下に示す。



ティーイングエリア



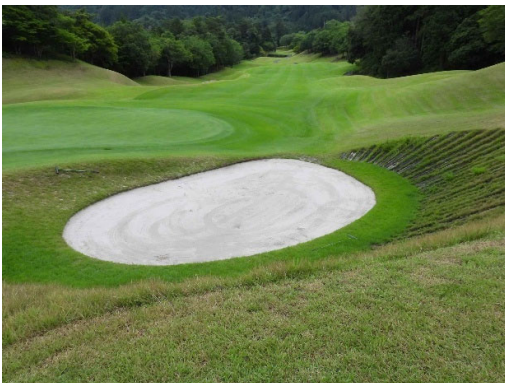
フェアウェイ



ラフ



グリーン



バンカー



クリーク

評価

前ページまでに、当該施設における管理区分ごとの配置と、それぞれの管理内容(草刈頻度・刈高・農薬使用状況・管理時期)が示された。このため、本事業は要件 2 を満たすものと認める。

要件 3. 外来種等の使用抑制

要件

認証後は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に掲載されている種を新たに導入しない。また、「ティーイングエリア・フェアウェイ・ラフ・グリーン・クラブハウス周辺・花壇」以外のエリアでは、その他の外来種や園芸種の導入も行わないものとし、在来種を使用する場合も、地域性系統を考慮するものとする。

確認内容

外来種等の使用抑制について決定した内容は下記の通りである。

- 認証後は敷地全体において、生態系被害防止外来種(特に、ソウギョなど)を新たに導入しないものとする。
- 下図の黄色エリア(ティーイングエリア・フェアウェイ・ラフ・グリーン・クラブハウス周辺・花壇)以外のエリア(オレンジ色エリア)では、その他の外来種や園芸種の導入も行わず、在来種を使用する場合も、地域性系統を考慮する。

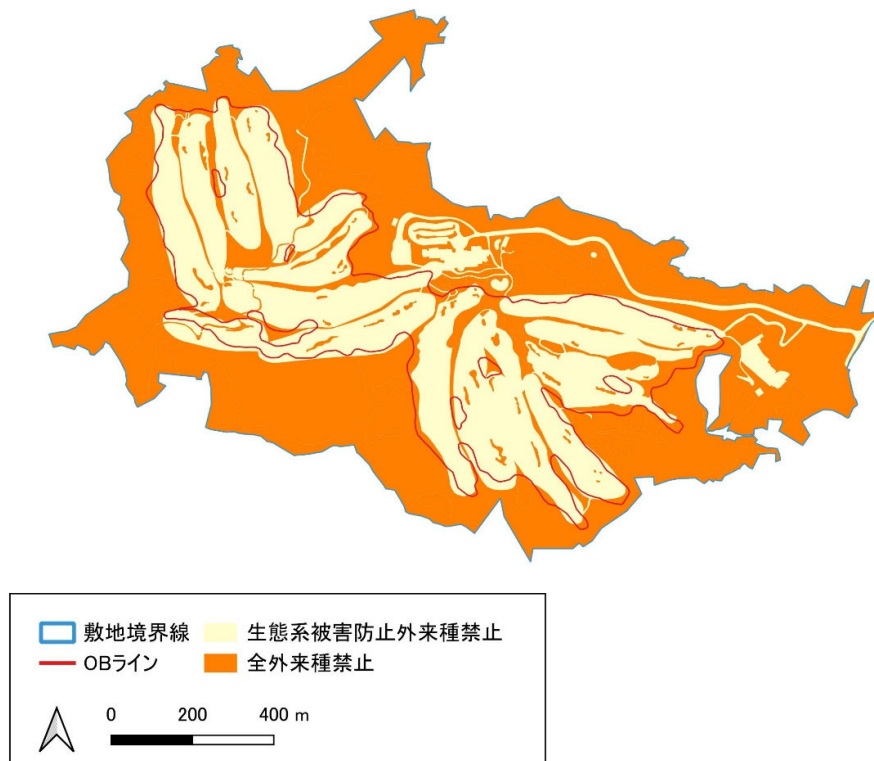


図. 外来種等の使用抑制エリア.

評価

前ページの通り、当該施設における外来種等の使用抑制が計画されている。このため、本事業は要件 3 を満たすものと認める。

要件 4-1. 生物多様性保全型の管理[除草剤不使用]

要件

生物多様性保全型の管理を行い、かつ、除草剤を使用しない区域を面積比率で全体*の5%以上設定する。

*「全体」とは、ゴルフ場敷地全体、または、OB 杭よりも内側のプレーエリア全体のいずれかとする。

確認内容

生物多様性保全型の管理について決定した内容は下記の通りである。

- 要件 1 における分析結果を踏まえると、当該施設では、適切な管理により維持される二次林や二次草地、地形によっては湿地環境を確保することが望ましいと考えられる。
- プレーエリア内の草地や二次林(緑色)については、年 1 回程度の下刈りで膝下程度の草丈で維持されているため、「生物多様性保全型の管理区域」に該当するものとする。
- 8・9・18 番コースの OB ライン内側については、現状ではラフと同様の管理が行われているが、今後、「生物多様性保全型の管理区域」として、年に 3 回程度の頻度で草刈りを実施するものとする。
- 15 番ホールティー脇の法面については、プレーに影響がないため、現況では周囲より管理頻度が低い状態で維持されている。今後、「生物多様性保全型の管理区域」として、年に 3 回程度の頻度で草刈りを実施するものとする。
- 8 番ホールから 3 番ホールへ流れるクリークについては、ガマ類等の抽水植物の刈り取りが年 1 回程度行われていることから、「生物多様性保全型の管理区域」に該当するものとする。
- 「生物多様性保全型の管理区域」においては、いずれも、除草剤を使用しないものとする。

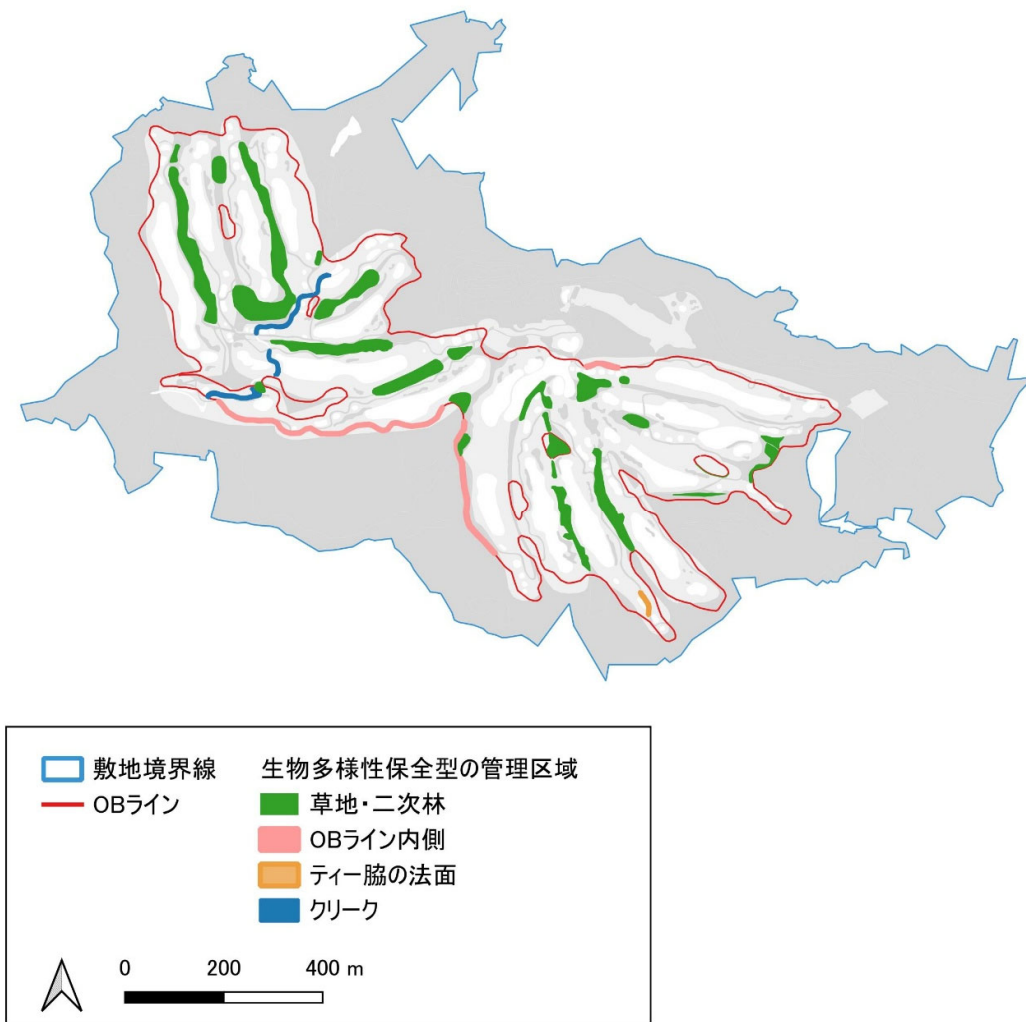


図. 生物多様性保全型の管理[除草剤不使用]を行う区域の位置.

生物多様性保全型の管理区域として設定する箇所について、現状の写真を以下に示す。



二次林・草地



二次林・草地



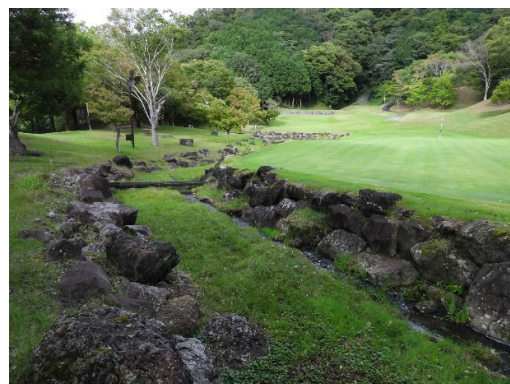
二次林・草地



OB ライン内側



ティー脇法面



クリーク

「生物多様性保全型の管理区域」として設定した場所について、過去からの環境の変遷を下表に整理した。

表. 生物多様性保全型の管理区域(ピンク色のセル)とそれ以外の区域(灰色のセル)における過去からの環境の変遷.

ケース	明治後期～ 終戦直後 (1898～ 1946年)	⇒	拡大 造林期 (1974年)	⇒	開場直前 (1993年)	⇒	申請時 (2025年)	⇒	将来	区域
1	二次林・草地	維持管理	二次林	管理放棄	放棄二次林	管理放棄	放棄二次林	適切に 維持管理	二次林	OB エリア
								管理放棄	放棄二次林	
2	農地	維持管理	農地	管理放棄	放棄二次林	管理放棄	放棄二次林	管理放棄	放棄二次林	
3	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	
4	二次林・草地	維持管理	二次林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	管理放棄	放棄 針葉樹人工林	
5	二次林・草地	維持管理	二次林	管理放棄	残置林	適切に 維持管理	二次林	適切に 維持管理	二次林	プレー エリア
6	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	伐採・植樹	植栽林	適切に 維持管理	二次林	適切に 維持管理	二次林	
7	二次林・草地	維持管理	二次林	伐採・植樹	植栽林	適切に 維持管理	二次林	適切に 維持管理	二次林	
8	二次林・草地	維持管理	二次林	造成	修景池・ クreek	常時温水	修景池	常時温水	修景池	
						常時温水 草刈り	クreek	常時温水 草刈り	クreek	
9	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	伐採・植樹	植栽林	管理放棄	放棄二次林	管理放棄	放棄二次林	
10	二次林・草地	維持管理	二次林	伐採・植樹	植栽林	管理放棄	放棄二次林	管理放棄	放棄二次林	
11	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	伐採・造成	芝	芝刈り・ 農業使用	芝	芝刈り・ 農業使用	芝	
12	二次林・草地	維持管理	二次林	伐採・造成	芝	芝刈り・ 農業使用	芝	芝刈り・ 農業使用	芝	
13	二次林・草地	伐採・植林	針葉樹林	伐採・植樹	植栽林	適切に 維持管理	二次林	適切に 維持管理	二次林	
14	二次林・草地	維持管理	二次林	伐採・植樹	植栽林	適切に 維持管理	二次林	適切に 維持管理	二次林	

評価

前ページまでに示された「生物多様性保全型の管理区域」を合計すると、面積は56,612㎡となる。プレーエリア(515,401㎡)で割ると、11.0%となる。このため、本事業は要件4-1-1を満たすものと認める。

要件 4-2. 生物多様性保全型の管理[農薬不使用]

要件

要件 4-1 と同様に生物多様性保全型の管理を行い、かつ、農薬を使用しない区域を面積比率で全体の 5%以上設定する。

確認内容

要件 4-1 で述べた通り、プレーエリア内の草地や二次林の一部、8・9・18 番コースの OB ライン内側、15 番ホールティー脇の法面、8 番ホールから 3 番ホールへ流れるクリーク(以下、これらのエリアを合わせて区域 A と称す)については、生物多様性保全型の管理を行うとともに、除草剤は使用しない。さらに区域 A では、殺虫剤等を含め、農薬を使用せずに管理を行うものとする。

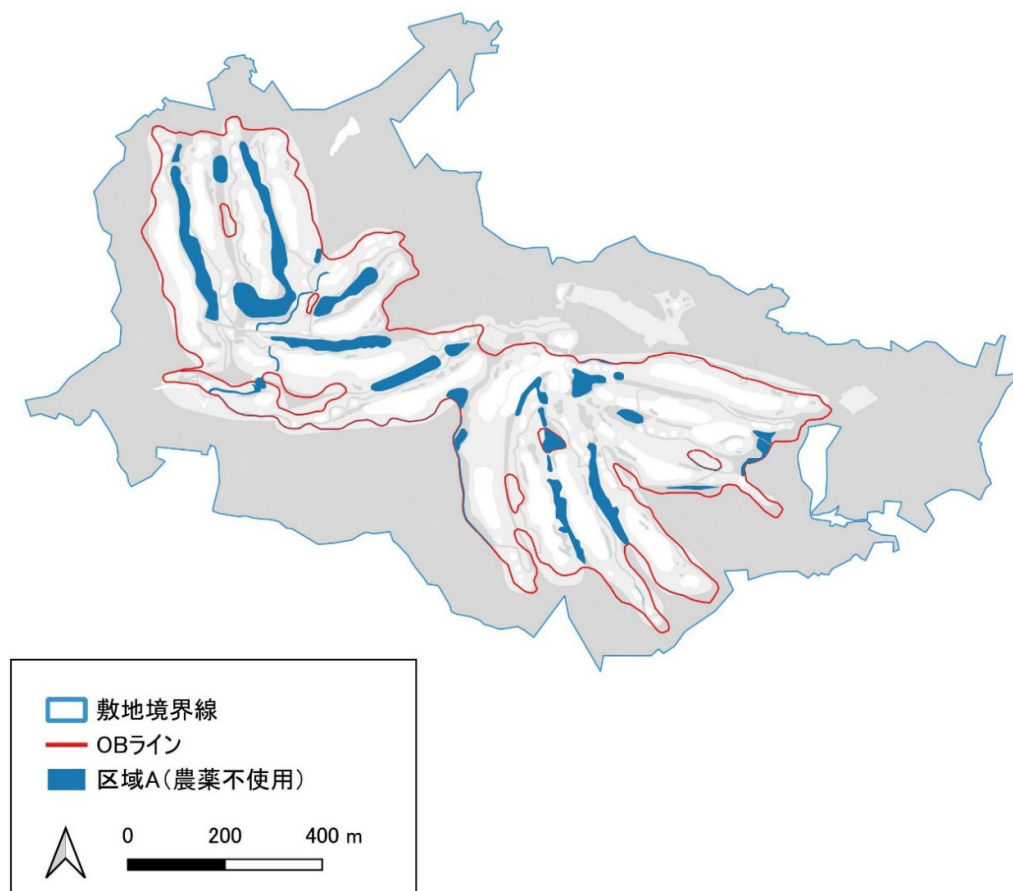


図. 生物多様性保全型の管理[農薬不使用]を行う区域の位置.

評価

前ページに示された「生物多様性保全型の管理を行い、かつ、農薬を使用しない区域」を合計すると、面積比率は11.0%である。このため、本事業は要件 4-2-1 を満たすものと認める。

要件 5. 生物調査を踏まえた管理

要件

優占種等、または、希少動植物等、または、植物群落の状況を調査し、それらの調査結果を踏まえた管理を行う。調査は原則として認証時点の 1 年前から認証時点の 1 年後までの間に実施するものとする。ただし、評価ランクの設定に関連して、調査のシーズン(春期・秋期など)や種類(要件 5-1～5-3)が複数求められるランクにおいては、2 つ目以降の調査に関しては、次の更新年まで(認証取得後 1～4 年目)の間に実施すれば良いものとする。

確認内容

今回の申請時点では調査は実施されておらず、現時点では今後の実施予定もない。

評価

生物調査を踏まえた管理が実施されておらず、また計画もされていないことを確認した。このため、本事業は要件 5 を満たさないものとする。保全効果を確認しながら順応的管理を継続するために、生物調査の計画・実施を今後検討することが望ましい。

要件 6. 普及啓発

要件

認証取得に係る情報を当該施設の関係者や利用者へ周知するための掲示を行う。

確認内容

当該施設の掲示の計画は下記の通りである。

(1) 認証書および取組位置図

下図に示した位置(クラブハウス)において掲示予定。

(2) 生物多様性保全型の管理区域の看板

下図に示した位置にて設置予定。

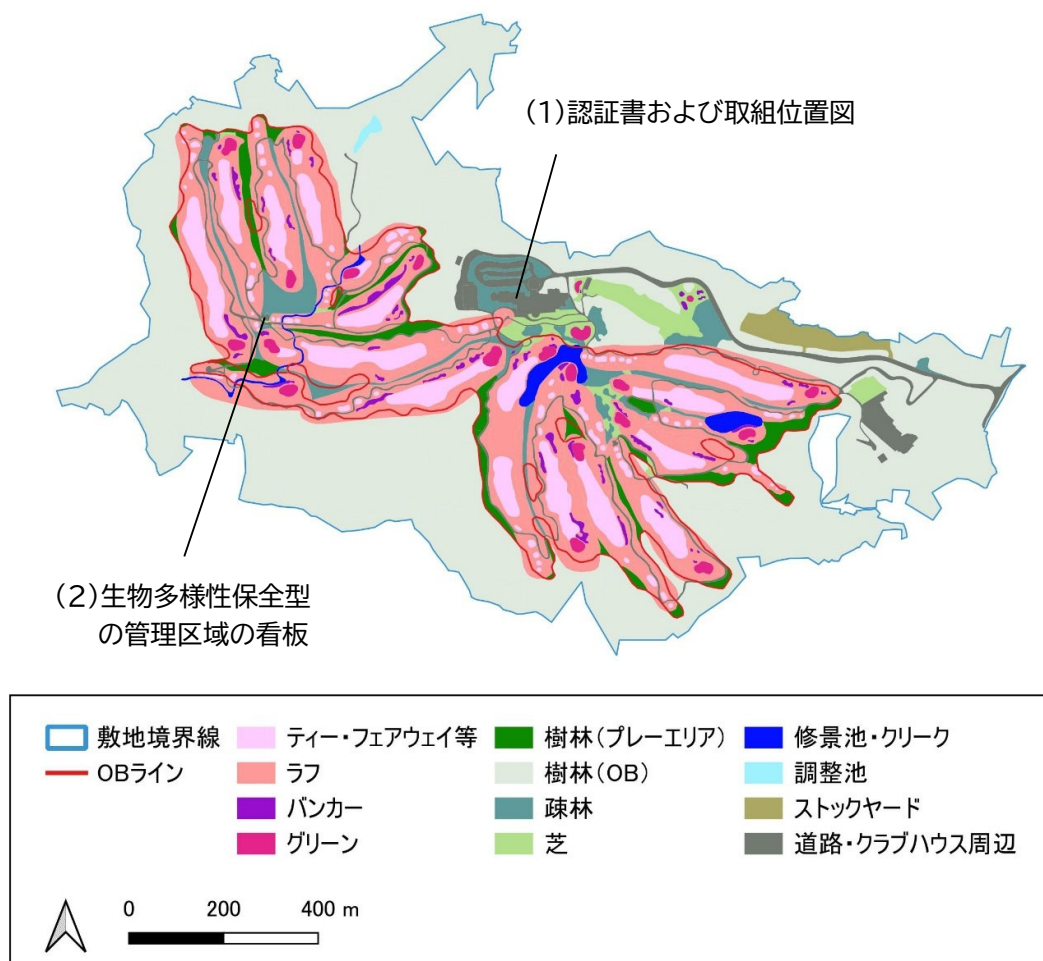


図. G 認証取得に係る情報周知のための看板等の設置位置.

評価

前ページの通り、情報周知のための看板の設置等が計画されている。このため、本事業は要件 6 を満たすものと認める。

G 認証審査レポート:メイプルポイントゴルフクラブ

2026 年 3 月発行

編集 公益財団法人日本生態系協会

発行 公益財団法人日本生態系協会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

電話 03-5951-0244

URL www.ecosys.or.jp/

* 禁無断転載・複製

© (公財)日本生態系協会 2026